

自動車道事業供用約款
(附 保安上の供用制限)

2024年 6月 7日
箱根ターンパイク株式会社

自動車道事業供用約款

(約款の効力)

第1条 当社の経営にかかわる次の一般自動車道(以下「自動車道」という)の供用に関してする契約は、特約のある場合を除きこの約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については、法令の規定または一般の慣習によるものとする。

(1) アネスト岩田 ターンパイク 箱根 箱根小田原本線

(神奈川県小田原市早川3丁目11番3地先から神奈川県足柄下郡箱根町箱根字石垣岩607番地)

(2) アネスト岩田 ターンパイク 箱根 箱根伊豆連絡線

(神奈川県足柄下郡箱根町箱根字御馬冷場617番地から神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字竹沢792番地)

(供用期間等)

第2条 自動車道は全期間使用するものとし、営業時間は下記のとおりとする。午前5時30分から午後10時30分まで。ただし、天候その他状況により始業時ならびに終業時を繰上げ繰下げすることがある。

(使用料金)

第3条 自動車道の使用料金は別途国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用料金の収受等)

第4条

- 1 自動車道を通行する自動車の運転者およびその同乗者(以下「使用者」という)は、所定の料金徴収所において使用料金を支払うとともに普通使用券等を受け取り、または前売回数使用券を指示して手渡さなければならない。
但し、当社が実施するキャッシュレスサービス利用者については、当社の指定する措置をとらなければならない。
- 2 使用券に表示された区間を超えて自動車道を使用した者は、使用券に表示された区間を超えた区間に対する使用料金を支払わなければならない。

(使用券)

第5条 使用券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通使用券
- (2) 身体障害者割引使用券
- (3) 前売回数使

(使用券の所持等)

第6条

- 1 使用者は、第4条第1項の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間、同項の使用券を所持し、当社の係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
但し、第4条第1項に定めるキャッシュレスサービスを利用する場合にあっては、この限りではない。
- 2 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、使用区間に対する使用料金を収受する。

(自動車道の不正使用)

第7条 当社は自動車道を不正に使用した者については使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払戻し等)

第8条

- 1 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券および身体障害者割引使用券または第4条第1項に定める措置については収受した使用料金に相当する金額を払い戻し、第4条第1項の手続きを受けた前売回数使用券については券面に表示された区間を使用することができる証票を交付する。
- 2 前1項の規定は自動車道の供用ができなくなったことにつき、責任のある使用者に対しては適用しない。
- 3 当社は使用者が第1項以外の理由により自動車道からの退去を求められた場合は使用料金の払戻しをしない。

(係員の指示)

第9条 使用者は当社の係員が自動車道の安全の維持または交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第10条

- 1 当社は次の場合は自動車道の供用を拒絶する。
 - (1) 自動車道の使用が法令または保安上の供用制限の規定に違反する場合。
 - (2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合。
 - (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障をおよぼすおそれがある場合。

- (4) 自動車道の使用が公の秩序または善良の風俗に反する場合。
 - (5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合。
 - (6) 国又は地方自治体若しくはこれに準ずる団体又は当社が許可する企業若しくは団体等の主宰する特別な各種催物の場として使用するため一時閉鎖する場合
- 2 当社は、使用者が前条もしくは第13条の規定に違反した場合または自動車の使用が前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合、あるいは前項第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。

(当社の責任)

第11条

- 1 当社は自動車道の使用により、使用者の生命身体または財産に損害を与えた場合は、これを賠償する。
- 2 前項の場合において当社の責任は、使用者が供用時間内において自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退去したときに終る。
- 3 第1項の規定は次の各号のいずれかによる損害の場合は適用しない。
 - (1) 使用者の故意または過失。
 - (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触または衝突。
 - (3) 盗難その他第三者による危害。
 - (4) 天災地変その他善良な管理のもとにおいて不測に生じた落石、崩落土砂等の事故による損害。

(使用者の責任)

第12条 自動車道またはこれに付属する設備を故意または過失により毀損した使用者は、これを現状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第13条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売または頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

附則 2004年 3月 1日から施行する。

改定 2006年 12月 1日

改定 2007年 6月 6日

改定 2014年 6月 30日

改定 2017年 6月 22日

改定 2018年 2月 9日

改定 2022年 3月 3日

改定 2024年 6月 7日

保安上の供用制限

当社一般自動車道を通行する自動車についての保安上の供用制限は次による。

1. 自動車（人が乗車し、または貨物が積載される場合にあつてはその状態）の長さ、幅、高さおよび重量等。

長さ 12メートル以下

幅 2.5メートル以下

高さ 3.8メートル以下

総重量 20トン以下

2. 速度

乗用自動車 50km/時

乗合自動車および貨物自動車

50km/時

3. キャタピラを有する自動車等の通行禁止

キャタピラを有する自動車、その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する自動車は、通行を禁止する。

附則 平成16年3月1日から施行する。

使用料金の種類、額、および適用方法

(1) 使用料金の種類、および金額

路 線		箱根小田 原本線	箱根伊豆 連絡線
車 種			
二輪車		650円	170円
軽自動車	乗用車	900円	200円
	貨物車		
小型自動車	乗用車		
	貨物車		
普通自動車	乗用車		
	貨物車		
バス型自動車	マイクロバス	2,500円	700円
	路線バス		
	その他	3,600円	1,000円
大型貨物自動車			
備 考 (回数券)		10回券料 金につき 11回	10回券料 金につき 11回

(注)

- ① 「バス型自動車」とは乗車定員11人以上の普通自動車、または、小型乗用車をいう。
- ② 「マイクロバス」とは路線バスを除いた乗車定員11人以上、29人以下で、かつ車両総重量8,000kg以下のバス型自動車をいう。
- ③ 「大型貨物自動車」とは下記のものを用いる。
 - (イ) 普通貨物自動車で車両総重量が8,000kg以上のもの。または最大積載量が5,000kg以上のもの。
 - (ロ) 普通貨物自動車が他の車両を連結して通行するもの。
 - (ハ) 大型特殊自動車

(2) 使用料金の割引

- (イ) 回数券、10回券料金につき11回券
- (ロ) 下肢又は、体幹の機能に障害を有する障害者が足代わりとして自ら運転する乗用車で障害者手帳を提示した場合は5割引とする。
但し10円未満の端数は10円に切り上げる。

(3) 使用料金の適用方法

- (イ) 表に掲げる使用料金は、片道通行一回ごとの料金とする。
- (ロ) 車種区分は、道路運送車両法に基づく車両区分ならびに表の(注)書きによる。
- (ハ) 特殊用途車等については、車名、型式等を勘案して自動車の区分を定める。

以上

附則 令和6年7月1日から施行する。